

平成25年4月17日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官山本起美代
平成25年(ネ)第140号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成23
年(フ)第25656号)

口頭弁論終結日 平成25年3月13日

判 決

横浜市中区元浜町三丁目21番2号

控訴人 株式会社よいソーラームネットワーク
代表者 代表取締役 山本 [REDACTED]

三重県 [REDACTED]

控訴人 山本 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]
訴訟代理人 弁護士 荒井 哲朗
同 上 浅井 淳子
同 上 太田 賢志
同 上 佐藤 顕子
同 上 五反友裕
同 上 見次浩

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の取消しに係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 本件は、証券取引による損害の回復を求めていた被控訴人が、控訴人山本■■■(以下「控訴人山本」という。)からそれが実現するかのように欺罔されて、控訴人山本が代表者を務める控訴人株式会社よいルームネットワーク(以下「控訴人会社」という。)との間で調査契約を締結させられ、高額の調査費用を支払わされた旨主張して、控訴人らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償(控訴人会社に対しては、予備的に当該契約の債務不履行解除に基づく原状回復請求)として、当該調査費用及び弁護士費用相当額の支払を求めた事案である。

原審が被控訴人の控訴人らに対する損害賠償請求をいずれも認容したところ(共同被告らに対する請求はいずれも棄却した。), 控訴人(1審被告)らがこれを不服として本件各控訴をした。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者双方の主張は、次のとおり、原判決を補正し、当審において控訴人らが追加又は敷衍した主張を付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の第2の2及び3(1)記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

2頁13行目の「代表取締役であり」から同頁16行目末尾までを「代表取締役である。」に改める。

(控訴人らが当審において追加又は敷衍した主張)

控訴人らは、安田の現勤務先に関する調査を行う契約をし、その契約に基づいて調査を行って、被控訴人に結果を報告しているのであるから、控訴人らが被控訴人に対して詐欺を行ったという事実はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の控訴人らに対する請求はいずれも理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり、控訴人らが追加又は敷衍した主張に対する判断を付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の第3の1記載のとおり

であるから、これを引用する。

2 控訴人らが追加又は敷衍した主張に対する判断

控訴人らは、本件契約は安田の現勤務先に関する調査を行うことを内容とするものであるなどと主張する。

しかしながら、本件契約に係る調査費用の額は、安田の現勤務先に関する調査だけのためのものとしては明らかに高額に過ぎるものであるし、前記認定のとおり、被控訴人は、本件証券損害の回復を求めていたのであり、証券・金融商品あっせん相談センターのあっせん委員の提示した600万円の和解金額に納得がいかないで、より高額の和解金の取得を目指し、「街の法律家110番」を名乗っていた控訴人らに相談して、本件契約に至ったものであること、そして、控訴人らは、被控訴人に対し、具体的な回復見込額を提示して、その14%相当額を成功報酬として、本件契約を締結したこと、ただし、本件契約当時、控訴人らは、それが弁護士法に抵触するおそれがあることを認識しており、契約書にはその内容を表示しなかったことがそれぞれ認められるのであり、そうすると、本件契約の内容が契約書に記載されたように安田の現勤務先に関する調査を行うことだけを内容とするものであったということはできず、控訴人の上記主張を採用することはできない。

第4 結論

以上のとおりであるから、被控訴人の控訴人らに対する請求をいずれも認容した原判決は正当であり、本件各控訴はいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 瀧 泽 泉

裁判官 杉 原 則 彦

裁判官 梶 智 紀

これは正本である。

平成 25 年 4 月 17 日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官

代美起一本山